

令和6年度「果樹産地活性化対策事業費（産地活性化対策）」に係る公募要領

第1 総則

果樹産地活性化対策事業費（産地活性化対策）補助金に係る公募については、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨

果樹産地活性化のため、園地の担い手の集積や新規就農者の確保に向けた取組に対して支援します。

第3 事業の概要

事業実施主体は、次に掲げる取組等を実施することとします。

- 1 新規就農者確保等の取組
- 2 果実品質向上に対する取組（1に取り組むこと）

なお、本事業の詳細等については、果樹産地活性化対策事業費（産地活性化対策）補助金交付要綱（令和5年4月3日付け園農第2830号佐賀県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）をご覧ください。

第4 応募の要件

本事業に応募できる応募者（以下「応募団体」という。）は次に掲げる者とします。

- 1 農業者の組織する団体（県内在住の単一の品目を生産する2戸以上で構成され、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること）。

第5 申請書類の作成及び提出

本事業への応募を希望する応募団体は、交付要綱別紙1-1（添付資料含む）に定める事業実施計画書を作成し、提出期限までに下記提出先に提出してください。

- 2 事業実施計画書の公募期間、提出期限、提出部数及び提出先

（1）公募期間

令和5年4月23日（火）から5月10日（金）

（2）提出期限

令和5年5月10日（金）

（3）提出部数

各1部

（4）提出先

所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農業振興センター管内は藤津農業振興センター）

第6 補助金交付候補者の採択等

- 1 補助金交付候補者の採択

- (1) 県は、応募団体から提出された事業実施計画書を確認し、本事業の事業実施主体になり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を採択し、予算の範囲内において承認します。
- (2) 補助金交付候補者として採択された者に対してはその旨を、採択されなかった者に対しては採択されなかった旨を別紙様式1により通知するものとします。

2 交付決定に必要な手続き

補助金交付候補者は、交付要綱の内容を承知した上で、交付要綱に基づき、交付申請を行うものとします。

なお、申請の内容については、県の指摘に基づいて修正していただくことがあります。

第7 公示

この公募要領に定めるもののほか、本公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、佐賀県庁のホームページに掲載されます。

ホーム > 分類から探す > しごと・産業 > 農林水産業 > 農業 >
「令和6年度果樹産地活性化対策事業（産地活性化対策）」の事業実施主体を公募
します（1次公募）

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00373523/index.html>

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 殿

佐賀県農林水産部園芸農産課長

果樹産地活性化対策（産地活性化対策）事業費補助金の採択結果及び補助金の内示について（通知）

令和 年 月 日付け 号で申請のあったこのことについて、補助金交付候補者として採択されたのでここに通知します。（※）

つきましては、果樹産地活性化対策（産地活性化対策）業費補助金の内示を下記のとおり行いますので、果樹産地活性化対策（産地活性化対策）事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金交付申請書1部を 月 日（ ）までに佐賀県園芸農産課へ提出してください。

※ 承認されなかった者に対しては、「令和 年 月 日付け 号で申請のあったこのことについて、補助金交付候補者として採択されなかったのでお知らせします。」と記載。

記

内示額： 円

以上